

了解書

ソーラーアカデミー（以下、当アカデミーという）殿

私は、「ソーラークラブ」（以下、クラブという）への入会に際し、次の誓約事項を遵守することを了解致します。

（誓約事項）

1. クラブで得た知識・情報は、自己の名義及び計算による資産運用のためだけに使用し、第三者の名義あるいは計算による資産運用のために使用することは致しません。また、その知識・情報を形態媒体の如何を問わず、クラブ会員あるいは休会あるいは退会後に関わらず、ソーラー投資アカデミー受講生、助言メール契約者及びクラブ会員、ならびに休会者あるいは退会者以外の第三者に提供する行為を恒久に致しません。当社の投資法に関して、運営法人は、その知的財産を保護するために特許庁への申請その他権利保護の施策をしていること、受講生が、運営法人の権利・保護される利益を侵害したときは、損害賠償を請求される可能性があることを理解し、十分に注意します。
2. 次に掲げる事業を恒久に致しません。
 - (1) 資産運用方法に関するスクール事業
 - (2) 資産運用に関する情報提供事業
 - (3) その他スクールに競合する全ての事業
3. クラブは、特定の金融商品の売買の勧誘、媒介、取次ぎ、代理などは行いません。
4. クラブは、投資法の学習を目的とするものであり、会員等より、金員若しくは有価証券等の預託を受け運用を代行したり、運用を指図したり、助言したり、それらの代理、媒介などをしません。（但し、別途運営会社との間で投資助言 契約を締結する場合は除きます。）
5. クラブ会員等の資産運用については、各自が収集した情報に基づき、自己の判断と責任において行います。当社が提供する情報は、クラブ会員等の利益を保証するものではありません。その情報に基づく資産運用により受講生等に利益が発生してもアカデミーはそれに対する対価を求めることはなく、また、損失が発生しても当社、運営法人及び情報提供者は何らの責任を負うものではありません。
6. クラブの入会金、月会費、割賦金は、その支払期限までに支払います。もし、支払期限を徒過したことが判明したときは、当社は、その判明以後の授業、講座、セミナーその他全ての役務の提供を停止することができます。
7. クラブ在籍中は、担当講師その他スクール運営に当たる社員の指示に従い、講義の妨害その他スクール運営の支障となる行為を行いません。当該違反行為により、退会が相当と当社が判断した場合は、その指示に従い退会届を提出します。
8. クラブを休会する場合は、休会希望月の前月末までに文書をもって表明するものとします。休会の際、前払いされた月謝が返金される範囲は、表明の次月以降分である

ことに同意します。なお不慮の事故等により、通告が不可能であるとスクールが判断した場合は、その判断に従います。

9. ソラーレ投資アカデミーへの入会時に了解した誓約事項については、上記誓約事項とともに、遵守します。

ソラーレクラブ 禁止事項

弊社のサイト上に掲載している動画・画像・文章等は、弊社に著作権が帰属しており、弊社の許可なく無断で動画・画像・文章等を流用することは、著作権の侵害にあたります。

また弊社が管理しているお客様の画像については、弊社がお客様からの許可により掲載しているものであり、これらが無断で使用することは、上記著作権の侵害に加え、肖像権の侵害にもあたります。

上記に従い、弊社のサイトにて掲載するすべての動画・画像・文章およびその他の一切の著作物に関し、弊社の同意なく無断で複製・使用することを禁止します。違反行為を発見し次第、法的措置を取らせていただく可能性があります。

当社の投資法に関して、運営法人は、その知的財産を保護するために特許庁への申請その他権利保護の施策をしていること、受講生が、運営法人の権利・保護される利益を侵害したときは、損害賠償を請求される可能性があることを理解し、十分に注意してください。

ソラーレクラブ 規約

「ソラーレクラブ」は、以下規約の内容を理解され「入会申込書」に所定の内容を記載・電磁的方法で申込み、入会に必要な資金の振込みをされることで、入会申込みが完了いたします。

- 1 「ソラーレクラブ」は、ソラーレ株式会社が運営しています。

『ソラーレクラブ』（ソラーレ株式会社）の概要

〒860-0844 熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 2F

TEL 096-321-7100

FAX 096-321-7102

Mail info@solare.jp

代表 井手 広司

ソラーレクラブ会員の種類

シルバー会員とは、ソラーレクラブに在籍し、当社の提供する投資カレッジ受講者と同等のサービスの提供を受けると同時に、当社の提供する「ソラーレメソッド講座」及び「空売り講座」の受講資格を有するものをいう。

ゴールド会員

ゴールド会員とは、シルバー会員の内、当社の提供する令和2年1月までに「マジックライオン講座」を受講申込みした者をいう。

プレミアム会員

プレミアム会員とは、シルバー会員の内、当社の提供する「ソーラーレメソッド講座」を受講申し込みした者、及びゴールド会員の内「データ解析講座」を受講申し込みした者をいう。

2 月会費等と支払いの期間・方法

月会費等 入会金 10,000 円（税別）

月会費 シルバー会員 10,000 円（税別）

ゴールド会員 5,000 円（税別）

プレミアム会員 5,000 円（税抜き）

ソーラーレメソッド講座受講費用 一般の方 650,000 円（税別）

ソーラークラブ会員 350,000 円（税別）

プレミアム会員 150,000 円（税別）

空売り講座受講費用 60,000 円（税別）

*ソーラーレメソッド講座及び空売り講座受講費用は、一括支払いを原則とする。但し、次のとおり分割による支払いも可とする。

支払いの期間

月会費の支払いは、休会月迄とする。

新規プレミアム会員の方がソーラーレメソッド講座受講費用を分割支払いする場合、その期間は35カ月とする。

現プレミアム会員の方がソーラーレメソッド講座受講費用を分割支払いする場合、その期間は15カ月とする。

*ただし、分割支払いの途中で休会を申し出た場合は、受講者は期限の利益を喪失し、分割残金全額を休会月に一括で支払うものとする。

支払いの方法

- (1) 振込 入会金及び最初の1ヶ月分の月会費を入会申込時に消費税相当額と合わせて銀行振込みで、受講開始の前月最終営業日までに支払う。2ヶ月目以降の月会費は、当社が指定する方法により、該当月の前月に消費税相当額と合わせて銀行口座自動振替により支払う。
- (2) クレジット 入会金及び初月の月会費を当社が指定する方法によりクレジット決

済をする。2か月目以降の月会費は自動的にクレジット決済する。

未納の場合の処理月会費等の支払が未納の場合は、支払いが確認されるまでの期間、会員資格が一時停止される。資格停止中の期間の月会費は減額しない。

3 受講の修了・延長

『ソーラークラブ』は、会員よりの申出により、サービスの終了とする。

会員よりの申出がなされない場合は、自動的に継続される。

4 受講の方法

『ソーラークラブ』は、当社が提供する動画を専用のクラウド上にて閲覧することによってサービスの提供を受ける。

5 クーリング・オフに関する事項

(1) 申込者が、電磁的方法により、申込書を送信してから起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示でお申し込みの解除を行うことができます。

(2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

(3) 前払いされた入会金・月会費は全額返還いたします。

(4) 契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。

6 クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、休会希望月の前月末までに書面による意思表示で休会できます。休会の際、前払いされた月会費は返金されます。なお不慮の事故等により、通告が不可能であると当社が判断した場合は、その判断により返金されます。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。ただし、未払いの月会費・分割残金等がある場合は、支払い義務が発生する。

【電磁的方法】によるお手続きについて

お申し込みの手続きは、「了解書」「受講約款」について、弊社の使用する電子計算機に備えられたファイルに記載された事項を、電気通信回路を通じてお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（以下、「電磁的方法」という。）となりますので、該当書面の内容を記録したファイルをダウンロードして確認頂く事を同意頂く必要があります。